



輪島市監査公表第 15 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、  
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成24年10月12日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象課

平成24年10月5日（金） 放送課

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

### 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度の監査資料（平成24年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成23年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

### 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○ケーブルテレビ使用料の滞納繰越額については、デジタル放送までのサービス月額料金 1,050 円が、8 月から 1,575 円に戻されたことが、滞納額増の一つの要因としているが、このままでは毎年、相当額の滞納が増えていくことが懸念される。現在も文書による督促・電話催告・使用制限等の徴収対策に努力されているが、更に滞納者個々の分析をすすめ、悪質な滞納者に対しては、契約を打ち切る等強い姿勢で取り組んでいただきたい。課内で管理業務を見直し、滞納額縮減につながるよう対策案を出し合い、業務にあたっていたいただきたい。

○委託料については、映像撮影業務・保守管理業務が主であり、契約内容の性質上随意契約となっているが、本来は競争入札が基本なので、契約締結の際には業務の内容をよく確認し（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の規定）契約していただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

#### （指摘事項）

##### ①ケーブルテレビ・インターネット使用料の滞納繰越額について

滞納額が依然として増加する傾向にあるので、収入業務の見直しを行ない今後の対策方法を示していただきたい。